

第 1 3 章 教育委員会事務局

第 1 節 教育総務課

〔総括概要〕

教育総務課の主な分掌事務は、教育委員会の総合的な企画調整、教育委員会の会議、奨学金制度の運用、教育計画の進行管理、小中学校の適正配置などである。

教育委員会の会議については、定例会及び臨時会を開催するとともに、学校訪問を実施し、市内小中学校の状況把握に努めた。また、教育委員会の活動を広く市民に周知することを目的に、「栃木市教育委員会だより」を年2回発行し全戸配布した。

奨学金制度については、貸与型の「ゆめ応援奨学金」及び定住促進を目的として要件を満たすことで返還を免除する「住みいる奨学金」のほか、給付型の「とちぎ吾一奨学金」を運用した。

学校適正配置については、将来の学校の在り方を見据えた「栃木市立小中学校適正配置基本構想」に基づき、本市の学校適正規模の基準に満たない小中学校において、統合の合意形成が図られた地域で統合を進めた。

令和4年度においては、皆川中学校・吹上中学校・寺尾中学校の合同地元代表協議会を設置し、統合を進めることの合意形成が為された。令和5年度には、統合準備会を設立し、統合の時期を令和8年4月1日とすることに決定。教育委員会、庁議を経て、統合中学校名を栃木北中学校とし、学校設置条例の一部改正を行った。令和6年度は、統合準備会及び作業部会において、校章、制服、校歌制作者が決定した。

また、学校現場の業務適正化については、多忙化が進む学校現場において、教職員が子どもと向き合う時間を確保することを目的に策定した「栃木市版 先生の働き方改革ガイドライン」の具体的な取組として、留守番電話による時間外電話対応やタイムレコーダーによる出退勤管理を行った。

教育計画については、計画的かつ効果的な教育行政を推進するため、令和5年度からの第3期栃木市教育計画を策定し、教育計画の進行管理を行っている。

教育総務係

1 教育委員会規則等の制定、改廃件数 10件

2 教育委員会の開催状況

開催日	定例会 臨時会 の別	付議件数（件）			備 考
		議案	協議	報告	
4月26日（金）	定 例 会	6	－	1	
5月24日（金）	定 例 会	10	3	1	

6月24日(月)	定例会	1	1	2	
7月22日(月)	定例会	3	-	-	
8月26日(月)	定例会	3	-	3	
8月30日(金)	臨時会	1	2	-	
9月27日(金)	定例会	6	-	1	請願1
10月25日(金)	定例会	-	2	-	
11月25日(月)	定例会	2	1	1	
12月23日(月)	定例会	1	1	-	
1月27日(月)	定例会	2	-	-	
2月25日(火)	定例会	2	1	-	
3月10日(月)	臨時会	-	4	-	
3月28日(金)	定例会	1	-	-	

3 教育委員会の構成

職名	氏名	性別	就任年月日 任期満了日	備考
教育長	青木 千津子	女	平成30年6月11日 令和 9年6月10日	平成30年6月11日 教育長に就任
教育長職務代理者	後藤 正人	男	平成22年5月19日 令和 8年5月18日	平成30年6月11日 職務代理者に就任
委員	福島 鉄典	男	平成22年5月19日 令和 7年5月18日	
〃	西脇 はるみ	女	平成28年5月19日 令和10年5月18日	
〃	大塚 裕子	女	令和 5年5月19日 令和 9年5月18日	
〃	舘野 知美	女	令和元年11月25日 令和 9年11月24日	
〃	林 慶仁	男	平成26年5月19日 令和 7年5月18日	

4 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業

経済的理由により就学困難な児童生徒に対し学用品費等を支給し、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図った。また、就学援助費目の新入学児童生徒学用品費については、入学する年度の開始前である3月に支給を行った。

	対象者 (人)	支給額 (円)
小学校	542	37,437,839

中学校	343	36,086,536
合計	885	73,524,375

5 特別支援教育就学奨励費補助事業

市立小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ、必要な学用品費等の支給を行った。

	対象者 (人)	支給額 (円)
小学校	156	4,601,904
中学校	82	4,457,122
合計	238	9,059,026

6 遠距離通学児童生徒援助事業

遠距離通学児童生徒通学費補助金の交付状況

小学校 4km以上 中学校 6km以上

	対象者 (人)	支給額 (円)
都賀中	2	8,000
西方中	3	12,000
合計	5	20,000

7 栃木市奨学金の貸与・給付

経済的理由により修学が困難な方で、高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程・専門課程、短期大学、大学の入学予定者及び在学者に対し、貸与型奨学金として「ゆめ応援奨学金」事業を実施した。

同様に、経済的理由により修学が困難な方で、高等専門学校（第4学年以上及び専攻科）、専修学校専門課程、短期大学、大学の入学予定者及び在学者に対し、卒業後1年以内に本市に居住し、引続き5年間居住した時点で奨学金の返還を免除する定住促進奨学金として「住まいる奨学金」事業を実施した。

また、経済的理由により就学が困難な方で、市内の高等学校・特別支援学校の校長の推薦を受けた学生に、給付型奨学金として「とちぎ吾一奨学金」を給付した。

(1) 奨学金月額

	区 分		月額（円）
貸与型奨学金 (ゆめ応援奨学金)	高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程		12,000
	高等専門学校専攻科 専修学校専門課程	自宅通学	30,000
	短期大学 大学	自宅外通学	40,000

定住促進奨学金 (住まいる奨学金)	高等専門学校専攻科 専修学校専門課程 短期大学 大学		20,000
給付型奨学金 (とちぎ吾一奨学金)	高等専門学校専攻科 専修学校専門課程 短期大学 大学		30,000

(2) 奨学金の貸付状況 (単位：人)

	区 分	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合 計
貸与型 奨学金	高等学校	-	-	-				-
	高専	-	-	-	-	-		-
	専門学校	-	-	-	-			-
	短期大学	-	-					-
	大学	1	-	-	1	-	-	2
	合 計	1	-	-	1	-	-	2
定住促進 奨学金	高専	-	-	-	-	-		-
	専門学校	-	4	-	1			5
	短期大学	-	1					1
	大学	7	4	5	6	-	-	22
	合 計	7	9	5	7	-	-	28
給付型 奨学金	高専	-	-	-	-	-		-
	専門学校	-	-	-	-			-
	短期大学	-	-					-
	大学	4	1	1	-	-	-	6
	合 計	4	1	1	-	-	-	6

(3) 栃木市奨学基金の状況(単位：円)

基金額	130,888,868
貸付金額	68,336,500
現金額	62,552,368

(4) 栃木市篤志奨学基金の状況(単位：円)

基金額	27,903,612
-----	------------

8 叙位・叙勲の申請・伝達等

教育職員に関する叙位叙勲の申請、伝達等を行った。

・叙位 4件 ・叙勲 7件

教育政策係

1 教育委員会点検評価の実施

本市名誉市民である山本有三の遺した言葉や精神を「生命尊重・人権尊重」や「絆」に繋がるものとして教育振興の中核に据え、本市教育の在り方を示す「第3期栃木市教育計画」に基づく令和6年度の各種事業の取組状況等について、学識経験者をはじめ各分野から選出された点検評価委員による助言や意見をもとに、教育委員会としての点検評価を実施し、8月30日の議会への報告を経て、ホームページ上で公開した。

2 栃木市教育委員会だよりの発行

教育委員会としての役割を明確にし、教育委員会の会議や活動内容等を広く市民に広報するため、「栃木市教育委員会だより」を2回発行し、全戸配布を行った。

	「栃木市教育委員会だより」
発行	広報とちぎ折込（9月、3月号）
形式	A4判
発行部数	各52,100部（全戸配布）

3 学校適正配置の推進

栃木市独自の学校適正規模の基準を定めた「栃木市立小中学校適正配置基本方針」に基づき、学区審議会の答申を基に、平成31年1月に「栃木市小中学校適正配置基本構想」を策定した。

学校適正規模の基準に満たない小中学校について、統合の合意形成が図られた地域のうち、藤岡地域と岩舟地域（小野寺地区）を対象に統合準備会を設置し、統合校開校に向けて統合時期や校歌、制服等について協議した。協議結果を踏まえ、令和2年4月1日小野寺小学校が開校し、令和4年4月1日に藤岡中学校が開校した。

令和4年度においては、皆川中学校・吹上中学校・寺尾中学校の合同地元代表協議会を設置し、統合を進めることの合意形成が為された。令和5年5月には、統合準備会を設立し、統合の時期を令和8年4月1日とすることに決定。7月には、中学校区ごとに保護者と地域への説明会を実施するとともに学校名の募集を行い、第2回の統合準備会において校名候補を2点に絞り、教育委員会、庁議を経て、統合中学校名を栃木北中学校とし、令和5年12月議会において、学校設置条例の一部改正を行った。令和6年度は、統合準備会及び作業部会において、校章、制服、校歌制作者が決定した。

小規模特認校については、大宮南小学校、国府南小学校の2校に制度を適用している。ただし、国府南小学校は毎年、小規模特認校制度の成果検証を行い、制度の継続及び統廃合について協議する。

4 学校運営協議会制度の推進

制度導入8年目となるが、保護者や地域住民の学校運営への参画が更に促され、各学

校の特色を生かした‘地域とともにある学校づくり’が積極的に展開された。

また、市内の 10 地域で設置されている「とちぎ未来アシストネット地域教育協議会」と中学校区で行われる「合同学校運営協議会」の連携が図られ、‘地域ぐるみで支える義務教育 9 年間の学び’「小中一貫コミュニティ・スクール」の充実が図られた。

5 学校現場の業務適正化の推進

学校現場の業務適正化の推進については、これまでの取組や勤務実態・意識調査の結果を踏まえ、令和 5 年 4 月に改訂した「栃木市版 先生の働き方改革ガイドライン」に基づき取り組んでいる。

校長会、教頭会、教務主任会、学校事務研究会、学校運営協議会の代表者で構成する働き方改革プロジェクトチーム会議では、業務改善等の推進における PDCA サイクルの支援や学校、家庭、地域への広報・啓発の推進に取り組んでいる。

また、教職員の時間外勤務実態を客観的に把握する手段として、市内全小中学校にタイムレコーダーを設置している。更に、学校事務の標準化により安定した事務処理が行えるよう、共同学校事務室を市内 7 か所に設置している。

過労死ラインを超える教職員の割合については、令和 6 年は 4.6%であり、昨年度との比較において大きな変化は見られなかったが、人数は、2 名減となった。

6 運動部活動の地域移行の推進

適切なスポーツ環境の確保と教員の負担軽減を図ることを目的として、休日における部活動の地域移行については、地域や学校の実情に応じて段階的に推進することとした。

令和 4 年 12 月に設置した「栃木市運動部活動の地域移行検討会議」での協議により、令和 5 年度に中学校 2 校 4 部活において実証事業を実施する方向付けがなされた。また、国の補助事業である「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」の指定を受け、令和 5 年度は、国指定の実証事業を実施することとなった。

実証事業については、新チームとなる 9 月から実践研究を実施した。2 校 4 部活の休日における活動に、運営団体である 2 つの総合型地域スポーツクラブ所属の地域指導者を派遣した。指導に当たっては、平日と休日の一貫した指導体制の構築のため、顧問と指導者による指導方針や指導方法のすり合わせ等の連携を図った。また、クラブコーディネーターにより、顧問と指導者の円滑なコミュニケーションを支援した。

また、令和 5 年度は、本市「部活動の地域移行」の方向性や目標等を示した基本方針を 3 月に策定した。

令和 6 年度は、5 校 9 部活に拡充した実践研究に取り組んだ。また、策定された基本方針のもと、中学校校長、スポーツ団体、保護者及び市職員の代表で構成される推進会議を計 3 回開催し、実証事業の検証・改善及び基本方針で課題となっていた教員等兼職兼業についての運用マニュアルの作成を行った。